

領海等における外国船舶の航行に関する法律案(閣法第四七号)(先議)要旨

本法律案は、我が国の領海及び内水(以下「領海等」という。)における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、領海等における外国船舶の航行方法

1 領海等における外国船舶の航行は、通過(内水においては、新内水に係るものに限る。)又は水域施設等との往來を目的として継続的かつ迅速に行われるものでなければならない。

2 外国船舶の船長等は、やむを得ない理由がある場合を除き、領海等における停留等、また内水(新内水を除く。)における港湾内の水域施設等に入りしめない航行をさせてはならないものとする。

二、外国船舶の通報義務

外国船舶の船長等は、領海等において停留等をさせる必要がある場合等は、その理由が明らかでない場合を除き、あらかじめ、その理由等を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととする。

三、外国船舶に対する立入検査及び退去命令

海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行等を行っている外国船舶と料される船舶について、その理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶への立入検査をさせることができることとともに、立入検査の結果、当該船舶の船長等が一の２に違反していると認めるときは、当該船長等に対し、領海等からの退去を命ずることができることとする。

四、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。